

必読

暮らしの法律ナビ

No.32

要介護認定の
問題点

私たちが介護保険で福祉サービスを受け介護給付を受領するには市町村に要介護認定申請をしなければなりません。申請後に市町村は本人の生活状況を確認するため職員を派遣して認定調査を行い一次判定します。同判定を基に介護認定審査会は訪問調査の特記事項や主治医の意見書を参考に審査し二次判定をします。その結果を市町村に通知し介護認定が為されます。認定

となる事があります。この認定資料を確認したい場合は市町村に情報開示請求や閲覧・謄写請求ができます。認定結果の不服申立は審査請求によることが原則ですが、自治体によっては要介護認定変更申請という形で要介護度を変更する対応をしている場合もあります。認定結果に不服の人は諦めずに自治体や福祉関係の専門家にご相談ください。

手続の中で本人の状況を把握するため調査員の訪問調査が行われますが、身体の状態が良好である認知症の人がその訪問時に限って普段と違う態度だったり、或は徘徊等の問題行動の情報が調査員や医師に伝わっていないために認定結果が軽

過払い金の返還請求なら**債務整理 離婚 相続 他****三田中央事務所**司法書士・土地家屋調査士 **田嶋 徳之**土日相談可 ☎079-561-2050
tajima_to-ki@nifty.com

三田市中央町4-5 三田ビル5F(市役所向かい)

<http://www.sandachuo.com>